

2025 年 11 月 6 日

各 位

会 社 名 大 末 建 設 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 村尾 和則
 (コード番号 1814 東証プライム)
問合せ先 総 務 部 長 岩田 泰実
 (電話番号 06-6121-7127)

「株式付与 E S O P 信託」の導入に関するお知らせ

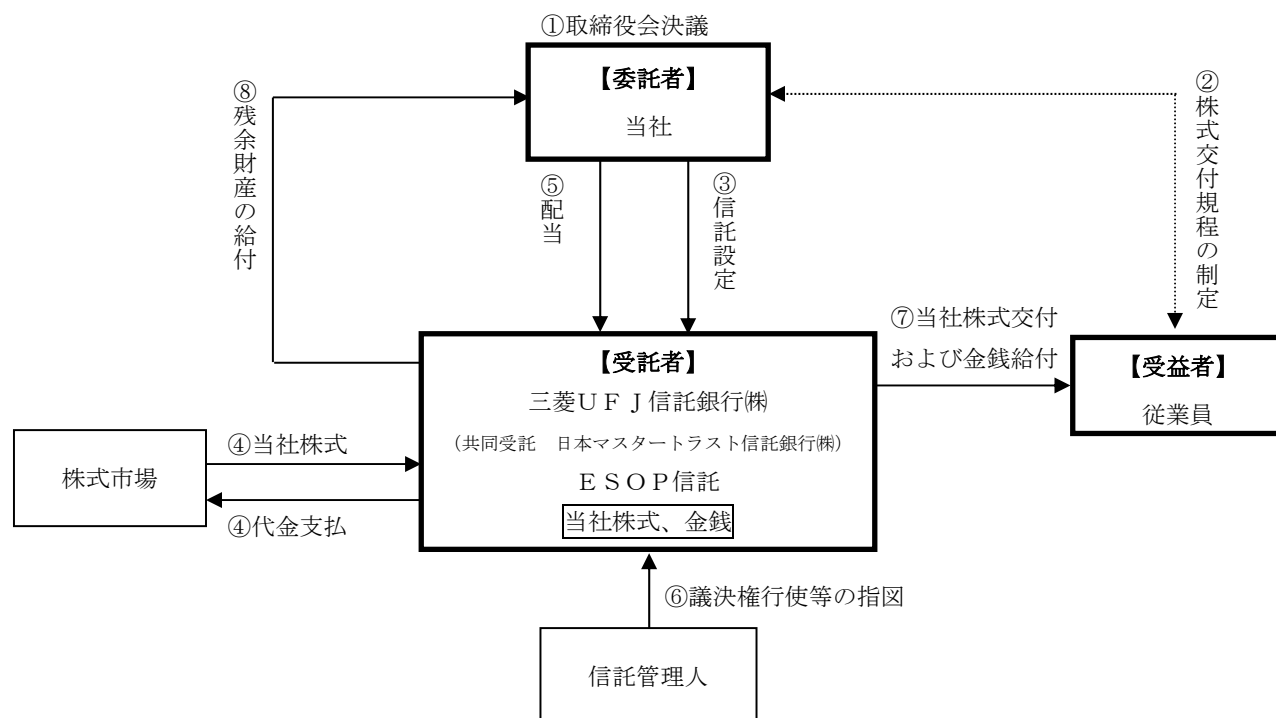
当社は、本日開催の取締役会において、所定の要件を充足する当社の従業員（国内非居住者である者を除く。以下「従業員」という。）を対象とした従業員インセンティブプラン「株式付与 E S O P 信託」（以下「本制度」という。）の導入を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の目的等

- (1) 当社は、従業員に対し、当社中長期の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えることを目的として、本制度を導入いたします。なお、本制度は、「譲渡制限付株式報酬」の期間満了に伴い、新たな従業員インセンティブプランとして導入するものです。
- (2) 本制度では、株式付与 E S O P (Employee Stock Ownership Plan) 信託（以下「E S O P 信託」という。）と称される仕組みを採用します。E S O P 信託とは、米国の E S O P 制度を参考にした従業員インセンティブプランであり、予め定める株式交付規程に基づき、所定の要件を充足する従業員に当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」）を交付および給付（以下「交付等」）する株式交付制度です。
- (3) E S O P 信託の導入により、従業員は当社株式の株価上昇による経済的な利益を収受することができるよう、株価を意識した従業員の業務遂行を促すとともに、従業員の勤労意欲を高める効果が期待できます。また、E S O P 信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使は、受益者候補である従業員の意思が反映される仕組みであり、従業員の経営参画を促す企業価値向上プランとして有効です。

2. E S O P 信託の仕組み



- ① 当社は、本制度の導入に関し、取締役会の決議を得ます。
- ② 当社は、取締役会において、本制度に係る株式交付規程を制定します。
- ③ 当社は、金銭を受託者に拠出し、受益者要件を充足する従業員を受益者とするE S O P信託（以下「本信託」という。）を設定します。
- ④ 本信託は、信託管理人の指図に従い、③で拠出された金銭を原資として当社株式を株式市場から取得します。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対する配当は、他の当社株式と同様に行われます。
- ⑥ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、信託管理人が議決権行使等の株主としての権利の行使に対する指図を行い、本信託はこれに従って株主としての権利を行使します。
- ⑦ 信託期間中、株式交付規程に従い、従業員にポイントが付与されます。従業員が受益者要件を充足した場合、本信託から、当該ポイント数に応じた当社株式等について交付等が行われます。
- ⑧ 本信託の終了時に受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。

(注) 信託期間中、本信託内の株式数が、従業員に対して交付等する株式数に不足する可能性が生じた場合や、本信託内の金銭が信託報酬・信託費用等の支払いに不足する可能性が生じた場合には、本信託に追加で金銭を信託することがあります。

[ご参考]

【信託契約の内容】

- | | |
|-----------|--|
| ① 信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| ② 信託の目的 | 従業員に対するインセンティブの付与 |
| ③ 委託者 | 当社 |
| ④ 受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社
（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社） |
| ⑤ 受益者 | 従業員のうち受益者要件を充足する者 |
| ⑥ 信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者（公認会計士） |
| ⑦ 信託契約日 | 2025年11月11日（予定） |
| ⑧ 信託の期間 | 2025年11月11日～2029年1月31日（予定） |
| ⑨ 制度開始日 | 2025年11月11日（予定） |
| ⑩ 議決権行使 | 受託者は、受益者候補の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当行株式の議決権を行使いたします。 |
| ⑪ 取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| ⑫ 信託金の上限額 | 358百万円（信託報酬・信託費用等を含む。） |
| ⑬ 株式の取得時期 | 2025年11月14日～2025年12月12日（予定） |
| ⑭ 株式の取得方法 | 株式市場から取得 |
| ⑮ 帰属権利者 | 当社 |
| ⑯ 残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。 |

以 上